

IV 診療放射線技師養成機関における法改正への対応

2. 純真学園大学における
診療放射線技師法改正への
対応について

中村 泰彦 純真学園大学保健医療学部放射線技術科学科

これまでの改正の経過と
対応

われわれ診療放射線技師養成機関は、診療放射線技師法などの法令改正が行われると、それに伴う診療放射線技師学校養成所指定規則の改正によって、教育カリキュラムを変更し追従していかなければならない。

2014年6月に診療放射線技師法の一部改正が行われ、2015年4月1日の施行により、①CT・MRI検査などでの自動注入器による造影剤の注入、造影剤投与後の抜針・止血、②下部消化管検査の実施（カテーテル挿入を含めて）、③画像誘導放射線治療時の腸内ガス吸引のためのカテーテル挿入が認められた。また、これに伴い、2015年4月に診療放射線技師学校養成所指定規則が見直され、教育内容も93単位から95単位に変更になった。その中でも、専門基礎分野の「医療安全管理学」として1単位が新設され、感染管理および医療安全管理、特に造影剤投与によるアナフィラキシーなどの重篤な合併症発生時の一次救命処置（basic life support：BLS）などが加わった。これらの新カリキュラムは2016年度に入学する学生から適用され、2020年の国家試験から反映されることになった。

さらに、医師の働き方改革に向けた各医療関係職種の特長性活用の中に、医師の負担軽減を図るためにタスク・シフ

ト/シェアを推進し、各職種の業務拡大を行う医療法の一部改正が2021年5月に行われ、新たな診療放射線技師法が2021年10月に施行されることとなった。この業務拡大によって、①造影剤を使用した検査やRI検査のために静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針および止血する行為、②RI検査のためにRI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為、③動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く）、動脈に造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為、④下部消化管検査（CTコロノグラフィ検査を含む）のため、注入した造影剤および空気を吸引する行為、⑤上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為が可能になった。今回も、前回同様に2021年3月31日に診療放射線技師学校養成所指定規則の一部

改正にて95単位から102単位に変更され、専門分野に新たに「実践臨床画像学」などが加わった。また、同時に「診療放射線技師養成所指導ガイドライン」も通知された。このガイドラインの大きな変更点は、従来の見学型臨床実習から、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型実習への移行が意識されたことである。実習指導教員の資格として、従来の診療放射線技師または5年以上実務に従事した後に厚生労働省が定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了したものが望ましいと書かれており、さらに、臨床実習前に、学生について実技試験を含む評価を行い、診療参加型実習に臨むにふさわしい総合的知識および基本的技能・態度を備えていることを確認することが記載された。

本学もこのような診療放射線技師法ならびに診療放射線技師学校養成所指定規則改正に対応すべく、教育カリキュ



図1 メディカルラーニングセンター（MLC）